

**令和8年度 駒ヶ根市地域の稼ぐ力強化・発信事業
商品開発・PR・ブランディング等支援事業 参加事業者募集要項**

1. 事業概要

駒ヶ根市では、市内事業者の皆さんの商品・サービスの付加価値向上や新たな商流の構築等による収益力強化の取り組みを支援するため、セレクトショップとして知られるビームスのグループ会社として、商品開発やプロモーション、店舗デザイン、コンテンツ作成等のクリエイティブ業務を担う「株式会社ビームス クリエイティブ」と連携した「商品開発・PR・ブランディング等支援事業」を実施します。

本事業では地域事業者の「稼ぐ力」を伸ばすことを目的に、新商品開発や既存商品のブラッシュアップに関する論点の整理や構想の具現化、また自社商品のPR、ブランディング戦略等に関する課題について、ビームス クリエイティブのプロデューサーらと議論を重ねます（いわゆる壁打ち）。

また、個別のコンサルティングだけでなく、この事業に関わる地域事業者との交流や意見交換ができるのも本事業の特徴です。より多くの事業者が参加しコミュニティを形成することで、地域産業全体のブランディング化を推進します。

本要項記載のとおり本事業の参加事業者を募集します。参加を希望される方は、別紙申し込みシートを作成し、商工観光課へお申し込みください。

2. 監修内容

ビームス クリエイティブのプロデューサーの知見に基づき（※1）、以下の事項のいずれかに当てはまる自社の課題（※2）について個別コンサルティングを実施します。

ア：新商品開発、既存商品ブラッシュアップに関する相談

イ：自社のブランディング全般に関する相談

ウ：営業活動や展示会出展等に関する相談

エ：売り場の見せ方等に関する相談

オ：その他（上記ア～エに当てはまらない内容）（※3）

※1：ビームス クリエイティブの実績及びノウハウに基づきコンサルティングを実施します。アドバイスできる範疇を超える相談内容の場合には、お申し込みをお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。

※2：お申し込みいただく相談内容は、複数でも構いません。ただし、全ての相談が採用されないこともございます。

※3：オについては、ア～エのカテゴリーに当てはまるか分からない、お悩みや事業のブラッシュアップに関する「壁打ち」のご要望等についても、幅広く受け付けます。業種や商品の有無も問いません。事前審査はありますが、ビームス クリエイティブのプロデューサー知見を借りて「自社をさらに良くしたい」という意欲のある方は、ぜひお気軽にお申し込みください。

【注意事項】

- ①令和6～7年度に実施した「新商品開発・既存商品ブラッシュアップ支援事業」と異なり、「監修商品の製作」がゴールではありません。また、ビームス EC サイトでの期間限定販売についても本年度は実施しません。
商品開発や販売に関する自社課題に対してのアドバイスをもらうことで自社の「稼ぐ力」を伸ばすこと、また地域の事業者間連携の強化が目的となります。
- ②事業者の「業種」や「自社商品の製造経験有無」を問いませんので、どの業種の方でもご応募いただけます。また、食品・非食品についても問いません。
- ③本事業は、株式会社ビームスとの商品取引やコラボレーションを目的とする企画ではありません。また、ビームス関連のロゴを刻印することはできません。

3. 申込要件

以下を全て満たす事業者の方。

- (1) 駒ヶ根市内に本店または支店、事業所があること。(※4)
- (2) 個別コンサルティング、事業者交流会等、一連の事業に全て参加可能なこと。
※参加決定後の辞退（開発会途中の辞退を含む）は認められませんので、予めご理解いただいた上でお申し込みください。
- (3) 事業終了後のアンケートに協力可能なこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年駒ヶ根市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

※4：(1)に当てはまらない駒ヶ根市外の事業者も、以下のいずれかに該当する場合は申し込み可能です。なお、市外事業者としての参加には、参加負担金10,000円が必要です。

- ① 市内事業者との連携事業（共同受注、共同開発等）に関すること
- ② 市内での起業や新たなビジネス展開（スタートアップ）を検討している場合

4. 募集定員

10事業者（申し込み内容によって、前後する場合がございます）

5. 事業内容とスケジュール

- (1) 個別コンサルティング

◆内容：ビームス クリエイティブのプロデューサーらが、事業者の課題や悩みに対し、新たな切り口から商品開発や見せ方、販路開拓に関するアドバイスを行います。

◆日程：

第1回	令和8年 6月10日(水)～6月12日(金)
第2回	令和8年 9月 2日(水)～9月 4日(金)
第3回	令和8年11月11日(水)～11月13日(金)
第4回	令和9年 1月20日(水)～1月22日(金)

※各社ご都合と相談内容に合わせ、1～3コマ(1コマ1時間)を上記の日程に組み込みます。

◆会場：貴社事業所内を予定。

(2) 事業者交流会

- ◆内容：本事業に参加する事業者同士の意見交換会及び交流会を行い、それぞれの課題や悩みを共有することで解決策等の糸口を見つける。また、企業間連携等の可能性を探る。
- ◆期間：随時(個別コンサルティングのタイミング、またはその間の期間を予定)
- ◆備考：令和6～7年度に参加した事業者にもお声がけをし、過去の取り組み内容やその後の状況についての情報共有、また意見交換等も実施します。

(3) 情報発信・商談会等

- ◆内容：参加事業者の本事業での取り組みについては、市 SNS や市報等の情報媒体を使ってご紹介するほか、ふるさと納税返礼品サイトへの掲載についてもご相談いただくことが可能です。また、参加事業者による地元バイヤー向け商談会も開催する予定です。

(4) 成果報告会(仮)

- ◆内容：本事業の取り組みや、参加事業者のこと、開発した商品のことなどを多くの方に知っていただくための報告会を予定しています。実施内容や詳細については、事業が進む中でご案内させていただきます。
- ◆日程：令和9年1月頃(予定)

7. 参加申込期間

令和8年4月10日(金)～5月13日(水)午後5時 ※申込書類必着

8. 参加申込方法

- ◆以下の書類をメールまたは郵送でご提出ください。
 - (1) 申込書(事業者情報シート)
 - (2) 相談内容に関する情報シート
※出来る限り詳細にご記入ください。
 - (3) 自社や商品のパンフレット等(任意)

◆送付先等

【宛 先】 駒ヶ根市 産業部 商工観光課 工業係

【住 所】 〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

【メール】 kogyo@city.komagane.lg.jp

【注 意】 ビームス クリエイティブの実績及びノウハウに基づき、ご相談いただくことが可能かどうかについて事前に相談内容の確認を行います。お申し込みいただいても参加できない場合がありますが、ご了承ください。審査結果は、申込者全員に5月20日(水)頃に通知させていただきます。

【お問い合わせ先】 駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係 担当：小原、玉木 TEL 0265-83-2111 内線 433 FAX 0265-83-1278 mail:kogyo@city.komagane.lg.jp
--